

令和 8 年 教育委員会

第10回 定例会 議事日程

令和 8 年 6 月 23 日（火）

第 1 報 告

【 子ども総務課 】

（１）ちよだBRIDGEについて（私立学校等就学者支援電子商品券交付事業）

【 子ども支援課 】

（１）千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について

【 児童・家庭支援センター 】

（１）新システム「はぐくみ千代田」について

【 子ども施設課 】

（１）番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定について

【 学務課 】

（１）令和 8 年度千代田区小学校音楽鑑賞教室の開催について

【 指導課 】

（１）令和 7 年度 いじめ・不登校の状況について

（２）令和 9 年度使用 教科用図書採択について

（３）いじめ、不登校、はくちょう教室、神田一橋中学校チャレンジクラスの
状況報告（５月分）

（４）令和 8 年度における区立学校園で実施している新たな取組について

第 2 その他

【 子ども総務課 】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（６月 20 日号・７月 5 日号）

（３）令和 8 年度教育委員視察（麹町小学校日光移動教室）の報告

ちよだ BRIDGE（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業について

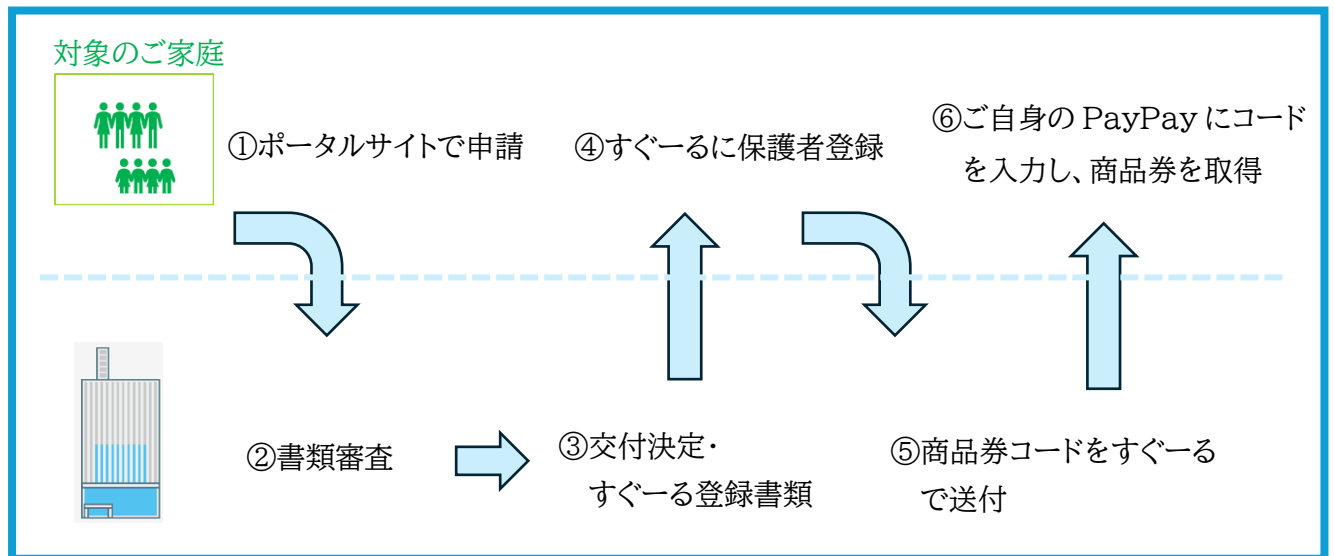
1 電子商品券について

PayPay 株式会社が提供する電子商品券（子ども一人当たり 80,000 円/年額）を交付する。

2 交付方法

対象者は、千代田区ポータルサイトから申請を行い、学生証や在籍証明書等の対象要件を確認できる書類を提出する。審査の結果、交付決定となった場合には、区から「すぐーる」の登録案内を送付し、保護者は登録を行う。その後、区は「すぐーる」を通じて商品券取得に必要な「商品券コード」を送付し、各自が「PayPay」に当該コードを入力することで商品券を取得する。

申請手順



3 スケジュール（予定）

- 7月20日 広報千代田・HP 掲載
- 8月 1日 ポータルサイトにて申込受付開始
- 9月 1日 順次ちよだ BRIDGE 商品券コードの送付・利用開始

私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要について

1 目的

公立学校への支援との差を包括的に補い、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、区内店舗の利用を通じて地域とのつながりを育み、すべての子どもの学びを支えることを目的とする。

本事業は、私立学校等に就学する子どもを養育する保護者に対し、区内で利用可能な電子商品券を交付することにより、給食費や教材費等の就学に必要な費用を支援するものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

趣旨や思いが子どもや保護者にとって直感的に理解され、親しみをもって受け止められるよう、以下のとおり、愛称を設定する。

【愛称】：ちよだBRIDGE（ちよだぶりっじ）

(2) 補助内容

区指定の地場産品基準を満たす対象店舗（飲食店、書店、文具店等）で利用できる電子商品券（電子決済サービス・一人あたり年8万円）を交付する。

(3) 対象者

私立小・中学校に在籍する児童生徒に加え、国立・都立・インターナショナルスクール等の多様な教育機関に通う児童生徒を含む（1,600人程度）

(4) 対象店舗数

約1,200店舗を想定

3 スケジュール（予定）

7月20日 広報千代田・HP掲載

8月頃 申込受付開始

10月頃 電子商品券利用開始（利用期限：令和9年3月末）

千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

働き方改革が進んだことに伴い、四番町保育園における19時15分から20時15分までの延長保育のニーズは減少している。一方で、誰でも通園制度の開始など、保育園に求められる役割は拡大・多様化しており、業務が増加している。また、社会情勢の変化に伴い、新規職員の採用は厳しさを増している。

このような状況の中、現在の保育園を取り巻く環境を見据えた事業見直しが必要であるため、規則の一部改正を行う。

2 改正内容

現行の四番町保育園のみ開園時間は、7時15分から20時15分であるが、他の公立園と同様の7時30分から19時30分に変更する。

3 現状

四番町保育園の午後の19時15分から20時15分までの2時間延長保育の需要は、ここ数年減少の一途をたどっており、令和8年度に延長保育を定期利用している保護者は0人である。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和9年4月1日

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例施行規則

新（改正後）

（区立保育所における保育の実施時間帯）

第7条 区立保育所（健やか条例規則の表区立保育園の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）における保育の実施時間帯は、次の表のとおりとする。

区立保育所	基本保育時間	延長保育時間
各保育園	午前 7 時30分 から 午後 6 時30分 まで	午後 6 時30分 から 午後 7 時30分 まで

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

旧（現 行）

（区立保育所における保育の実施時間帯）

第7条 区立保育所（健やか条例規則の表区立保育園の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）における保育の実施時間帯は、次の表のとおりとする。

区立保育所	基本保育時間	延長保育時間
各保育園 （四番町保育園を除く。）	午前 7 時30分 から 午後 6 時30分 まで	午後 6 時30分 から 午後 7 時30分 まで
四番町保育園	午前 7 時15分 から 午後 6 時15分 まで	午後 6 時15分 から 午後 8 時15分 まで

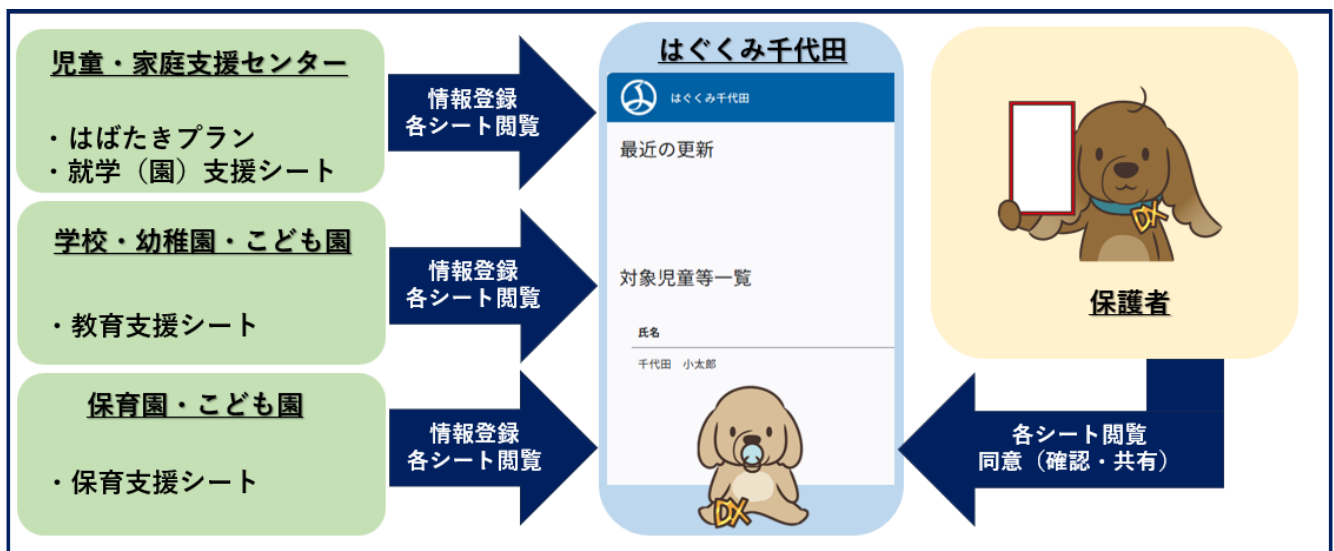
新システム「はぐくみ千代田」について

1 目的

発達に課題のある子どもの早期把握・早期支援のために、これまで個別で管理されていた各種シート（はばたきプラン、教育支援シート、保育支援シート、就学（園）支援シート）を新システム「はぐくみ千代田」により一元管理し、関係機関の情報連携を強化するとともに、保護者の書類作成の負担を軽減する。

2 事業概要

- ①他部署での支援状況をリアルタイムで確認することができるようになり、関係課機関の情報連携がより簡便・正確となり、迅速で質の高い療育につなげることができる。
- ②紙ベースで実施していた、記載内容の確認や、他機関との情報連携に関する同意手続きについて、システム化することで、保護者の負担を軽減する。



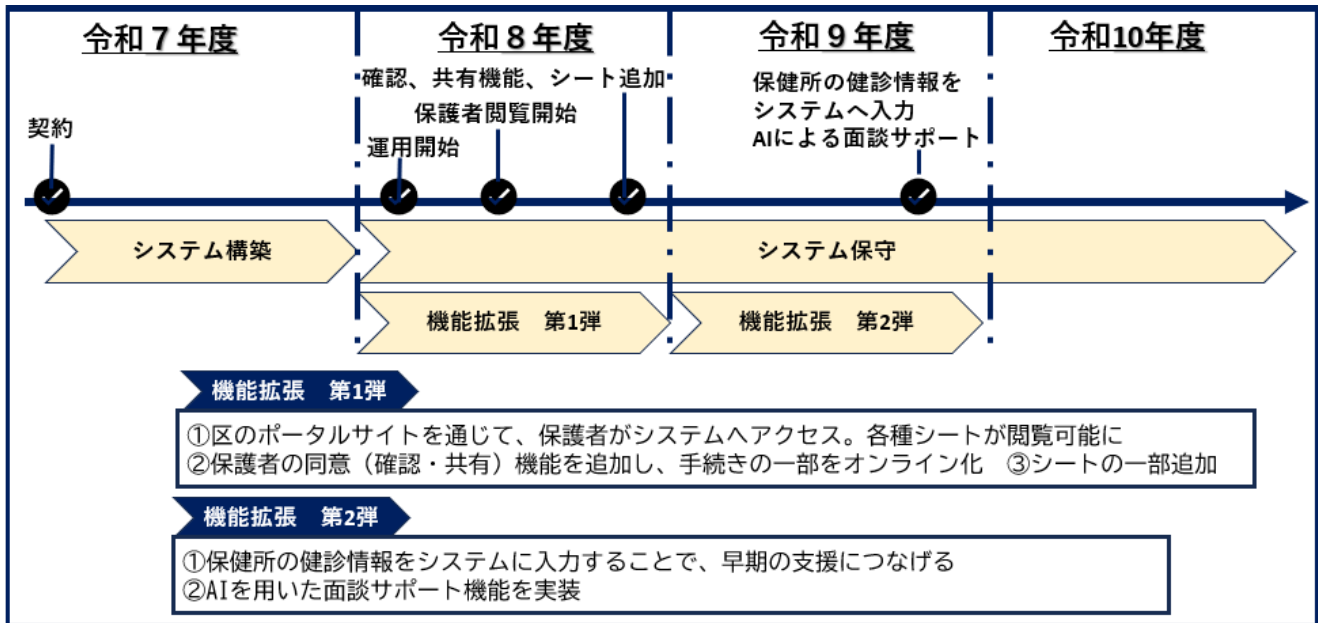
3 対象者

0～18歳の発達に課題のある子ども

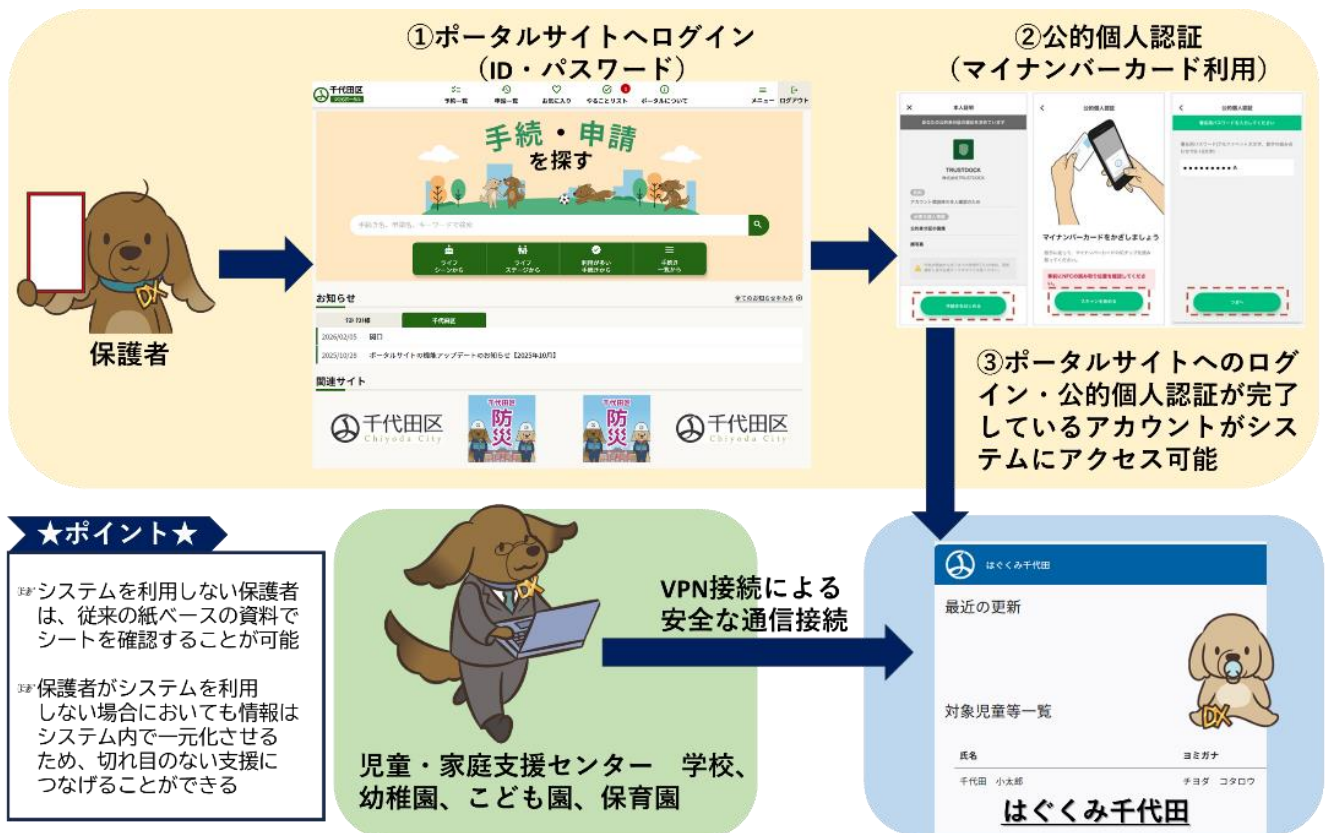
4 システムリリース日

令和8年8月26日（水） 保護者閲覧開始（予定）

5 スケジュール



6 アクセス方法



番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定について

1 趣旨

番町小学校・番町幼稚園の校舎は、築 50 年以上が経過し、改築を前提とした施設の更新を検討する時期を迎えている。

一層の教育環境の充実と地域に根差した施設整備の実現に向けて、「番町小学校・幼稚園施設整備に向けた検討会」を設置し、学校・園関係者等と意見交換を行い、施設整備の方針となる基本構想を策定する。

既存施設の現状

所在地	千代田区六番町 8
敷地・延床面積	敷地面積 7,618 m ² 延床面積（全体） 7,988.29 m ²
主な建物の 建築年度	番町小学校 昭和 46 年度（築 55 年） 番町幼稚園 昭和 46 年度（築 55 年） 講堂 昭和 36 年度（築 65 年）
主な建物の 構造・階数	鉄筋コンクリート造 番町小学校 地下 1 階／地上 4 階 番町幼稚園 地上 2 階 講堂 地上 3 階

2 検討体制

（１）検討会の構成（予定）

- （学校・園関係者） 学校園長、PTA 代表、同窓会代表
- （地域関係者等） 町会代表、地域学校協働活動推進委員
- （その他） 学識経験者

（２）検討内容

- ・施設の配置、規模、機能及びコンセプトについて
- ・工事中の代替施設について

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

※検討状況は進捗状況に合わせ、区ホームページで公表するほか、保護者や地域に向けたニュースレター等の周知方法を活用して発信する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年夏ごろ　：第1回検討会

令和8年度中3回程度予定

令和9年度　　：基本構想の策定

令和 8 年度千代田区立小学校音楽鑑賞教室の開催について

1. 目的

- ・音楽専用のコンサートホールの音響空間に身を置き、一流の演奏家による実演奏を体感することを通して、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
- ・オーケストラや様々な音楽の多彩さを味わうとともに、芸術鑑賞の良識あるマナーを身に付ける。

2. 日時

令和 8 年 6 月 30 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

3. 会場

すみだトリフォニーホール 東京都墨田区錦糸 1-2-3

4. 対象者

区立小学校 6 学年児童

5. 演奏

東京都交響楽団

6. 来賓

- ・教育長
- ・教育委員 4 名

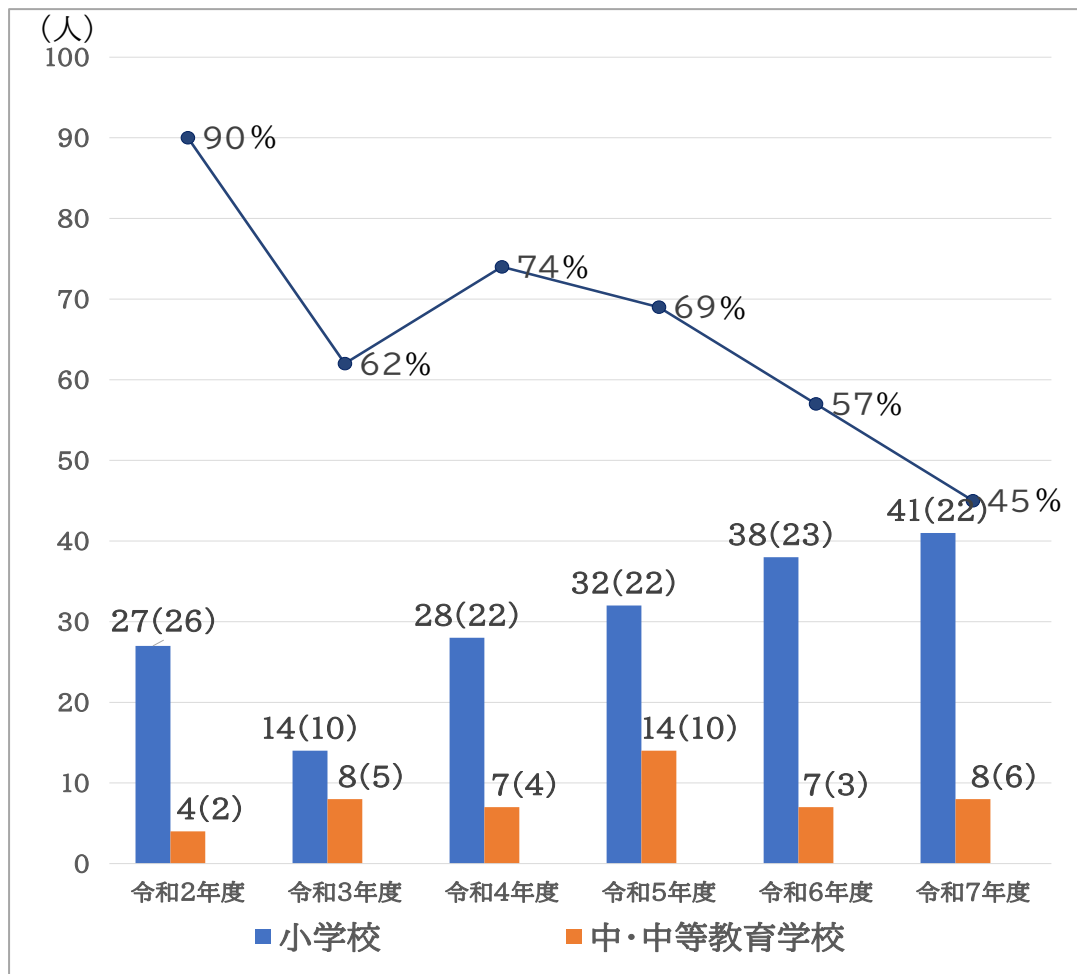
7. 時程

12:50 開場 ※到着した学校からホールへ入場
13:25 開会のあいさつ 千代田区教育委員会教育長
13:30 演奏開始
14:30 演奏終了 ※順次、学校ごとに退場

令和7年度 いじめ・不登校の状況

1 いじめ認知件数および解消率の推移

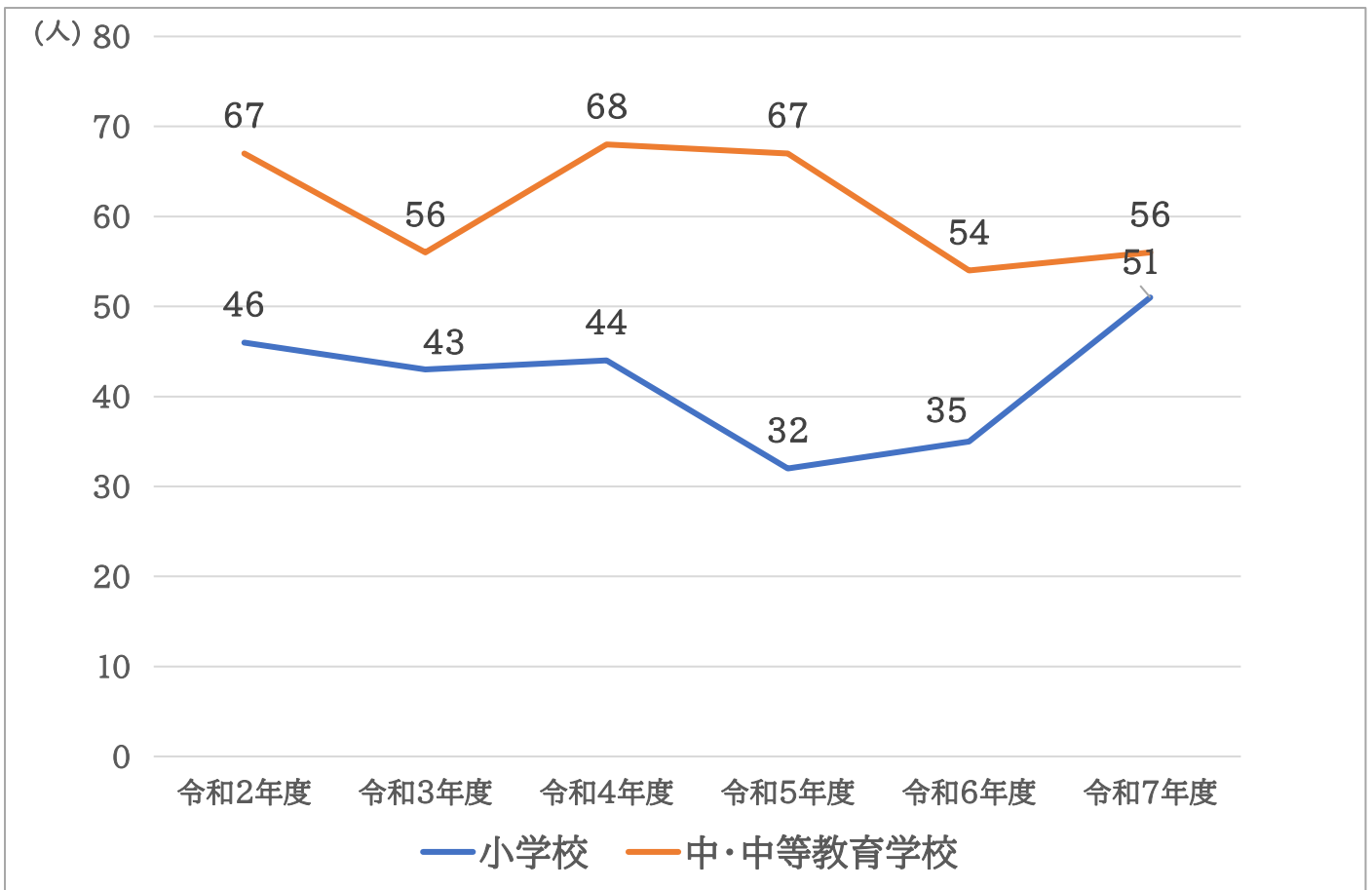
※（ ）の数字はいじめ解消件数、折れ線グラフはいじめ解消率を表す



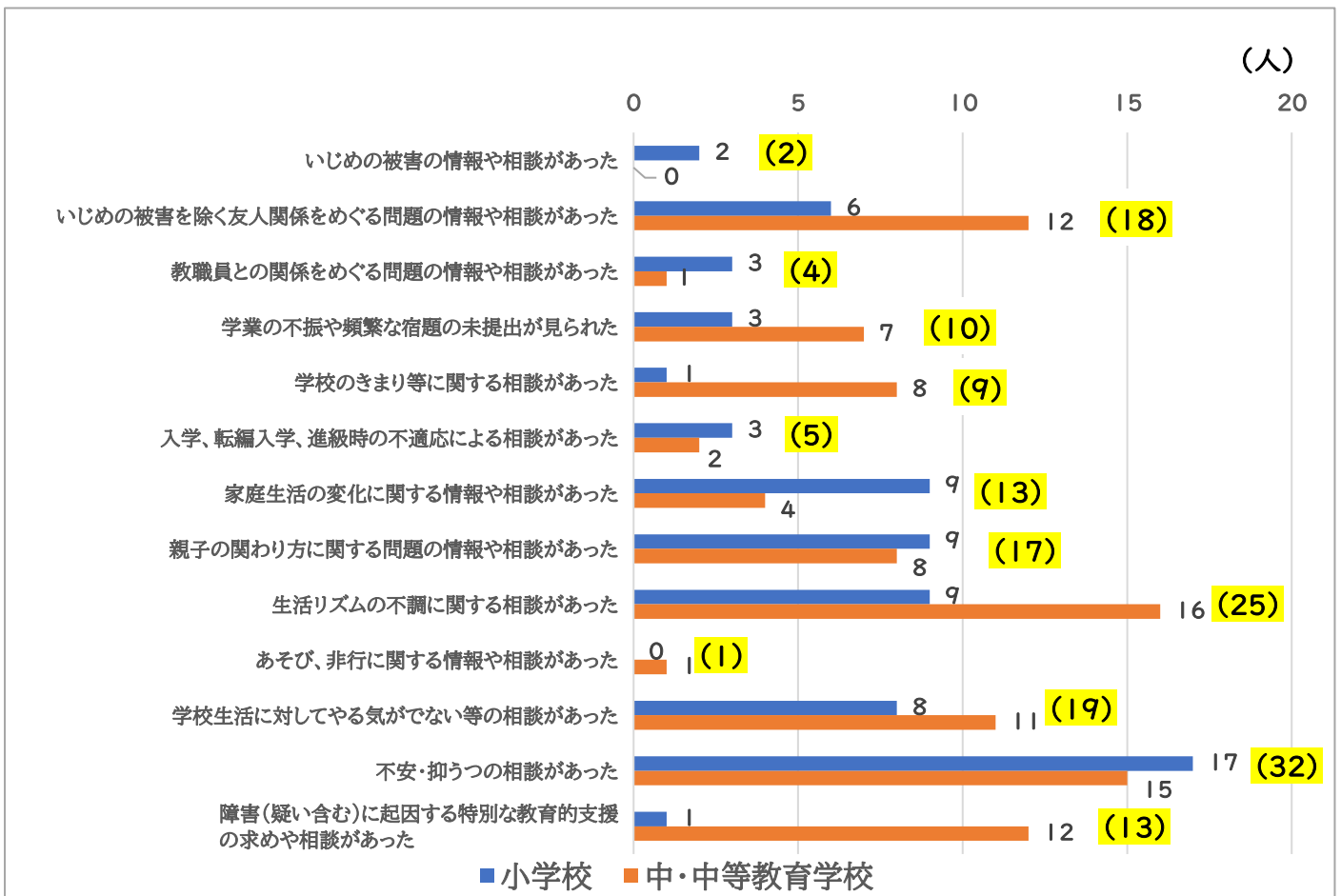
2 令和7年度 いじめの態様（複数回答可）



3 不登校児童・生徒数の経年変化



4 不登校児童・生徒の主な要因(複数回答可)



※ () の数字は小・中・中等教育学校の合計です。

令和9年度使用 教科用図書採択について

別添「令和9年度使用 千代田区立小・中・中等教育学校(前期課程)教科用図書の採
択事務日程並びに千代田区立九段中等教育学校(後期課程)、特別支援学級(小・中)」の
とおり、令和9年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料 1-1】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

【資料 1-2】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関
する細目

【資料2】千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底及び令和9年度使用教科書の採択事務処理につ
いて(通知)

(令和8年5月 18 日付 8教指管第 303 号の写し)

【資料5】教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)

(令和8年3月 31 日付 7文科初第 2868 号の写し)

【資料6】令和9年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

(令和8年3月 31 日付 7初教科第 21 号の写し)

【資料7】教科書展示会の実施について

【別 添】令和9年度使用 千代田区立学校教科用図書採択事務日程

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17 千教教指発第79号

平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁
平成30年4月1日教育長決裁
令和2年4月1日教育長決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

- 第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

- 第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにを行う。

(教科用図書選定委員会)

- 第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。
- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
 - 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
 - 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 - 6 委員長は、選定委員会を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
 - 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
 - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
 - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
 - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
 - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第121号
令和2年4月1日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校（前期課程）のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、英語、特別の教科 道徳

② 中学校・中等教育学校（前期課程）

国語・書写、社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）・地図、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野）、英語、道徳

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書（様式1）を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表（様式2）を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書（様式1）及び調査一覧表（様式2）を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書（様式1）を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の手配

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書を使用する。

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用する事となる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

写

8 教指管第303号
令和8年5月18日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公印省略)**教科書採択における公正確保の徹底及び令和9年度使用教科書の採択事務処理について（通知）**

このことについて、文部科学省から、別添（写）のとおり、教科書採択における公正確保の徹底及び令和9年度使用教科書の採択事務処理に関する文書が送付されましたので通知します。

過去には、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行った結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。

教科書採択の公正確保については、毎年度通知を発出しており、貴教育委員会におかれましては、教科書採択の公正確保に努めていただいているところですが、発行者はもとより、採択権者等における取組が引き続き不可欠です。

つきましては、下記のとおり補足説明及び留意事項を付しますので、教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくとともに、採択事務につきましては、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 送付文書（写し）

- (1) 令和8年3月31日付7文科初第2868号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「公正確保通知」という。）
- (2) 同日付7文科初第2867号「教科書採択の公正確保について（通知）」【別添通知】（以下「発行者宛て通知」という。）
- (3) 同日付7初教科第21号「令和9年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「採択事務処理通知」という。）

2 教科書採択の公正確保の徹底

- (1) 趣旨・目的（参照：公正確保通知P.2「1（1）」）

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

- (2) 調査員等の選任（参照：公正確保通知P.2～3「1（2）」）

ア 各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等について、「教科用図書の採択に

直接の利害関係を有する者」を選任することは不適当であること。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、特定の教科書発行者（以下「発行者」という。）と関係を有する者を選任することは不適当であること。

イ 令和7年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報や、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報については、都教育委員会から区市町村教育委員会に対して別途情報提供をするので、必要に応じて参照すること（発行者宛て通知 P. 5 「（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）」も併せて参照すること。）。

これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

（３）その他審議・調査研究における留意事項（参照：公正確保通知 P. 4 「1（３）」）

調査員等の選任及び調査員等が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、発行者との関係について聴取又は自己申告などを求めるなどした上で、特定の発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

（４）教科書見本の取扱い（参照：公正確保通知 P. 4～5 「1（４）」、発行者宛て通知 P. 2～5、事務処理通知 P. 5～6）

ア 発行者が各採択権者等に送付することができる教科書見本（令和8年度の採択から提供可能となるデジタル版の教科書見本を含む。）の部数の上限等については、文部科学省が当該発行者に通知している。

・ 小・中学校用教科書

令和8年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付されない。

ただし、無用措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じて紙の教科書見本が送付される。なお、その場合でも、デジタル版の教科書見本は送付されない。

・ 高等学校用教科書

令和8年度から、教科書発行者が希望する場合にはデジタル版の教科書見本の提供を認めることとなった。送付される見本の上限・送付時期は以下のとおり。

○ 紙の見本のみが送付される場合

送付先	送付部数の上限	送付時期
中等教育学校（後期課程）を所管する教育委員会	1部	4月末
中等教育学校（後期課程）	1部	4月末
教科書センター	1部	5月末

○ デジタル版の教科書見本が送付される場合

送付先	送付部数の上限	送付時期
中等教育学校（後期課程）を所管する教育委員会	デジタル版 ＋紙の見本1部	4月末
中等教育学校（後期課程）	デジタル版のみ	4月末
教科書センター	紙の見本1部	5月末

イ 留意事項

- ・ 上限を超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長や教師等を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者）に対する献本若しくは貸与は認められて

いない。採択関係者から発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- ・ 各学校に送付された教科書見本は、採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、適切に保管・管理をすること。

令和9年度に使用する教科書の採択に当たっては、教科書発行者が希望する場合にはデジタル版の教科書見本の提供を認めることとしていることから、デジタル版の教科書見本の提供を受けるに当たって、令和8年3月31日付7初教科第21号 令和9年度使用教科書の採択事務処理について（通知）に記載の各種事項に留意すること。

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

（5）過大な宣伝活動等への対処（参照：公正確保通知P. 6～8「1（5）」）

ア 公正確保通知1（5）の外、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。公正確保通知 P. 13 にURLの掲載あり。）を参照すること。

イ 各教育委員会においては、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や行動規範等に違反する行為について、発行者に求めることのないようにすることはもとより、発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

（6）発行者との関係（参照：公正確保通知P. 8～10「1（6）」、（7）」）

ア 質の高い教科書の実現のためには、発行者が教師等から意見を聴取することは大きな意義を有する側面もあり、また、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たり両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられる。

一方で、仮に教師等と発行者の認識が、教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、地域住民等から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して、利害関係者との接触に当たり、法令の外、貴教育委員会の条例・規則等に従う必要がある旨を周知徹底すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

ウ 発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する学校・教育委員会に報告するよう、全ての教師等に対して指導するとともに、報告を受けた教育委員会は、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、東京都教育庁指導部管理課教科書担当宛てに速やかに情報提供を行うこと。

3 教科書採択方法の改善

(1) 採択権者の判断と責任（参照：公正確保通知 P. 10～11「2（1）」）

ア 教科書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。

イ 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。

＜不適切な採択方法＞

- ・ 教師等の投票によって決定される
- ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
- ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
- ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

(2) 教科書の調査研究の適切な実施（参照：公正確保通知 P. 12～13「2（3）」）

ア 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

イ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

4 採択に当たっての留意事項について

(1) 各学校段階における令和8年度の教科書採択（参照：採択事務処理通知 P. 2～3「1（1）～（4）」）

ア 小・中学校用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、同法施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

イ 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記エのとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書（以下「附則9条本（一般図書）」という。）の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

ウ 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

エ 附則9条本（一般図書）の採択について

- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、附則9条本（一般図書）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材とし

て教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ・ 特別支援学校及び特別支援学級における教科書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。

(2) 採択する際の検討の在り方について（参照：採択事務処理通知 P. 4「2（3）」）

各発行者において教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(3) 教科書採択に関する情報の公表（参照：採択事務処理通知 P. 5「2（4）」）

ア 義務教育諸学校においては、教科書を採択したとき、遅滞なく採択結果、採択理由その他の事項（教科書調査研究資料等）を公表するよう努めるものとされていること（無償措置法第15条、無償措置法施行規則第7条）。

イ 毎年度文部科学省が実施する「採択関係状況調査」の結果については、別途、通知が予定されている。貴教育委員会の状況を確認の上、更に十分な取組がされるよう、採択手続の適正化に努めること。

(4) 編修趣意書（参照：採択事務処理通知 P. 6「3（3）」）

文部科学省が、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で採択事務処理通知 P. 6「3（3）」にURLが掲載されているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること（令和8年度は4月下旬に更新予定）。

5 都教育委員会における令和8年度の調査研究に関する日程（予定）

学校教育法附則第9条第1項の規定による、特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校等の特別支援学級で教科書として使用する一般図書についても調査研究を行う。

【都教育委員会における調査研究に関する日程（予定）】

時期（予定）	附則9条本（一般図書）
4月 中旬 下旬	・ 審議会①答申（採択方針） ・ 教育委員会への報告（審議会①） ・ 調査研究開始
6月 上～中旬	・ 審議会②答申（調査研究資料）
6月 下旬	・ 教育委員会への報告（審議会②） ・ 調査研究資料の公開

※上の表における「審議会」とは「東京都教科用図書選定審議会」を指す。

※ここでは、都教育委員会の業務のうち、他の採択権者への指導・助言・援助に関連する内容のみ記載した。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 山川

電話：03-5320-6834

メール：Takashi_1_Yamakawa@member.metro.tokyo.jp



7 文科初第 2868 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎 (公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

過去には、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行った結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。そのため、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきましたが、教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

については、上記の事実も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校及びその教師その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不適当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不適当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不適当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- ⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号初等中等教育局長通知）「第一 2. 留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 6 項を参照すること。

（イ）著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
 - もっとも、今後文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和 7 年度に検定を経た教科書について、教科書協会非加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※ 2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※ 2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
 - これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。
- ※ 2 これらの情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本（令和8年度の採択から提供可能となるデジタル版の教科書見本を含む。）の種類及び部数の上限について、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。デジタル版の教科書見本については、教科書発行者に提供を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和6年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- ただし、令和6年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。

○ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

○ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和8年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和8年3月31日付け7文科初第2867号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

（ウ）教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

○ これまで、多くの教科書発行者により教科書見本の不適切な取扱いが行われ、その中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

○ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

（エ）教科書発行者の不当な利益供与への対処等

○ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。
- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・令和8年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣伝活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中、教科書発行者(教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

- なお、「採択関係者」とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に關与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない）

- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例>（教科書発行者行動規範より）

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書

及び教科書準拠周辺教材についての対価の支払いを伴う意見聴取（後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。）

- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等に係る会場費、印刷代等の提供、その他の労務の提供、又は当該会議等の会員各社の役員・社員以外の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

＜許容される行為＞

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることとは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆・意見聴取等に対する適正な対価・経費を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

（ウ）その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け

止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。
- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（７）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

２．教科書採択方法の改善について

（１）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断に十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
＜不適切な採択方法＞
 - ・ 教師等の投票によって決定される

- ・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
- ・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
- ・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

＜具体的な取組例＞

- ・市町村教育委員会等による採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。その際、市町村教育委員会等との協議を行い、確認体制が十分ある場合などに需要数の報告の期限を延長することも考えられる。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

- 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。

(3) 教科書の調査研究の適切な実施について

(ア) 教科書見本の十分な活用

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の実施

- 教科書の調査研究に当たっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を適切に選任・配置するなど体制の整備を図ること。
- 調査員等は、保護者等の幅広い意見を踏まえつつ、採択権者の判断に資する

資料の作成に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要である。当該評定に拘束力があるかのような取扱い（評定で首位又は上位の教科書の中から必ず採択・選定することとするなど）を行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
 - 学校における働き方改革を進める観点から、調査研究を他の採択権者や採択地区等と共同して効果的・効率的に行うなどの工夫も考えられること。
 - 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。
- (参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<https://www.textbook.or.jp/about-us/publicity-standard.html>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

7 文科初第 2867 号
令和 8 年 3 月 31 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎 (公印省略)

教科書採択の公正確保について (通知)

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、その後も、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行ったことにより、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しております。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 教科書見本の取扱いについては、法令及び本通知に基づき、適切に対応すること。
- 令和 8 年度に行う令和 7 年度に検定を経た教科書の採択からは、現行学習指導要領が適用される間、教科書発行者において、紙の見本のみを提供するか、紙の見本に加えてデジタル版の教科書見本を提供するかを選択することができる。提供方式は全国一律とし、地域によって差異を設けることはできない。
- 令和 8 年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和 8 年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第 6 条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として紙の教科書見本を送付することができる（デジタル版の教科書見本の提供はできない）。

・ 都道府県教育委員会	:	1 5 部
・ 指定都市教育委員会	:	1 7 部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4 部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和7年度に検定を経た教科書の見本

○ 紙の見本のみを提供する場合

- ・都道府県教育委員会 : 6 部
- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)を所管する市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会 : 原則 1 部
- ・高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : 原則 1 部
- ・教科書センター : 1 部

- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成 16 年文部科学省令第 20 号)第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

○ デジタル版の教科書見本を提供する場合

- ・都道府県教育委員会 : デジタル版
+ 紙の見本 6 部
- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)を所管する市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会 : デジタル版
+ 紙の見本 原則 1 部
- ・私立、国立及び公立大学法人が設置する高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : デジタル版 +
+ 紙の見本 原則 1 部
- ・公立(公立大学法人設置を除く。)高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : デジタル版のみ
- ・教科書センター : 紙の見本 1 部

- (※) 提供するデジタル版の教科書見本の閲覧期間は、9 月 16 日までとする。
- (※) 提供するデジタル版の教科書見本は、ダウンロード不可・印刷不可に設定すること。
- (※) デジタル版の教科書見本の提供に当たっては、著作権保護のため必要に応じて権利処理や技術的処理を適切に行うこと。

◇ 令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和 7 年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和 7 年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて紙の教科書見本を送付することができる（デジタル版の教科書見本の提供はできない）。
- ・ 令和 7 年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和 7 年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として紙の教科書見本を送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- ・ また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、「採択関係者」（採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む（常勤・非常勤は問わない）。以下同じ。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。
- ・ 特に、令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
- ・ また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4 月末日（教科書センターには 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。デジタル版の教科書見本については、4 月末日までに閲覧可能となるよう努めること。
- ・ なお、著作権保護の観点から、デジタル版の教科書見本は教科書展示会での展示は行わないこと。

- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5 月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和 8 年度に検定を経る教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

- 令和 8 年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わ

ないこと。

- ・ 教科書の編著者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過当な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
 - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
 - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周

辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。

- ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

【教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第7条第2項】

- ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】

- ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第19条第1号】

- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法（明治40年法律第45号）上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



7 初教科第 21 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
後 藤 教 至 (公印省略)

令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 8 年 3 月 31 日付け 7 文科初第 2868 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するよう、採択事務処理等(需要数報告事務処理も含む)に係る情報を取りまとめたポータルサイトを開設しておりますので積極的に御活用ください。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和8年度の教科書採択について

(1) 小・中学校用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、以下の（4）のとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択を行う場合は、異なる教科用図書を採択することができる。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

以下の①から④までの事項に留意すること。

① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校及び特別支援学級における教科書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の一般図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（カ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とすることを踏まえ、採択を行うこと。
- (イ) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (ウ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知育玩具等は適切ではない。）。
- (エ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (オ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (カ) 別途送付している「令和 8 年度用一般図書契約予定一覧について」（令和 8 年 3 月 5 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書（点字）や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校及び特別支援学級において一般図書を採択する場合には、採択権者において当該図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握するだけでなく、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認した上で採択を行う必要があること。近年、採択権者から発行者への上記の供給確認が不十分であったために、採択・需要数報告後に供給不能が判明する事例が散見されるため、特に留意すること。

なお、令和 9 年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか再度確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあること。

2. 採択に当たっての留意事項について

(1) 教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に 9 月 16 日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。その際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の提供を求めても差し支えないが、義務教育諸学校における令和 9 年度使用教科書の見本については、デジタル版の提供が行われないことに留意すること。

(3) 採択する際の検討の在り方について

障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。

各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

○ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

○カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長が説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和8年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

また、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会の委員への任命について、委員の氏名については、旧氏単記又は旧氏併記で任命することが可能であること。

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（令和8年3月31日付け7文科初第2867号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和7年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。(各高等学校で採択された教科書見本を教育委員会等に提出を求める際も、教育委員会は手続き終了後に各高等学校へ教科書見本を返却し保管するよう指導すること)

令和9年度に使用する教科書の採択に当たっては、令和8年1月30日付事務連絡「令和8年度以降の教科書採択に係る教科書見本の提供依頼について」でお知らせしたように、教科書発行者が希望する場合にはデジタル版の教科書見本の提供を認めることとしていることから、デジタル版の教科書見本の提供を受けるに当たって、以下の事項に留意すること。

- ① デジタル版の教科書見本の提供は、教科書発行者が希望する場合に実施されることから、デジタル版の教科書見本を提供しない教科書発行者に対し、デジタル版の教科書見本の提供を求めないこと。なお、デジタル版の教科書見本を提供する発行者は4月に別途連絡する。
- ② デジタル版の教科書見本を提供された場合、見本の閲覧期間は9月16日までとし、閲覧者は、採択権者により指定された採択に直接関わる者に限定すること。
- ③ デジタル版の教科書見本の利用は、採択における調査研究のための必要最低限の範囲に限定し、授業や教材作成における利用等、採択における調査研究の目的以外で利用しないこと。
- ④ デジタル版の教科書見本の閲覧用 URL は都道府県教育委員会に提供するため、市区町村教育委員会は都道府県教育委員会から、各学校は所管の教育委員会から URL の提供を受けること(市町村教育委員会や各学校から直接教科書発行者に問い合わせないこと)。
- ⑤ デジタル版の教科書見本は、著作権保護の観点から、ダウンロードや印刷は原則不可であること。また、デジタル版の教科書見本と紙の見本本では、一部に差異が生じる可能性があること。

(3) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を以下の URL に掲載しているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること(令和8年度は4月下旬頃に更新予定)。

URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和8年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第5条の規定に基づき、6月1日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

著作権保護の観点から、デジタル版の教科書見本は教科書展示会での展示を行わないこと。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間（上記（2）に記載の14日間）に加えて、法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害等の発達障害や日本語に通じないこと等により教科書を利用することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、発行者や製作団体がホームページ等に掲載しているサンプルを活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. **需要数報告について**

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。その際、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する締切りについては、採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとすること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学省に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うよう努めると共に、万一、1月末以降に需要数の変更が生じた場合には、可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告し対応を相談すること。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害等のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課や外国人児童生徒指導主管課等とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成 30 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第 1 部掲載）と、平成 21 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第 2 部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

なお、特に近年、高等学校の需要数報告にあたり、毎年の入学者数の実績等を加味すること無く、単なる定員数等により報告する事例が相次いでいるが、こうした報告は後の需要数変更が不可欠となり、安定的な教科書供給に支障を来すことに繋がりがねないため、厳に慎むこと。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和8年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
小学校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				△
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検 定	◎	◎				◎				◎
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検 定	◎	◎				◎			
		採 択		△	△				△		
		使用開始			○	○				○	
	主として 中学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始	○			○	○				○
	主として 高学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択	△			△	△				△
		使用開始		○			○	○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

教科書展示会の実施について

1 目 的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

2 内 容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。

3 展示期間

法定展示会：令和8年7月1日（水）から7月14日（火）

4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

- ・月～金 午前10時から午後10時まで
- ・土 午前10時から午後 7時まで
- ・日及び最終日 午前10時から午後 5時まで

5 展示教科書

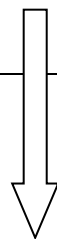
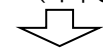
「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

令和9年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程

部 課 長 会 資 料
 令 和 8 年 4 月 7 日
 指 導 課

月	教育委員会事務局	九段中等教育学校 (後期課程)	特別支援学級 (小・中)	小・中・中等教育学校 (前期課程)	展示会
4 月	4/14(火)教育委員会報告 【令和9年度使用 教科用図書の採択事務日程等】				
5 月	5/26(火)教育委員会定例会(詳細報告) 【令和9年度使用 教科用図書の採択について】 <事務局> ・九段中等校長に、選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼	5月中旬 ・選定委員会設置 ・要綱及び委員名簿提出 5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定	5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定		
6 月					7/1(水)展示会開始 (千代田図書館)  7/14(火)展示会終了
7 月	7/28(火)教育委員会定例会【協議】秘密会	7/1(水) ・選定理由及び結果報告 (→事務局)	7/1(水) ・申請理由及び結果報告(→事務局)		
8 月	8/25(火)教育委員会【議決】 【九段中等教育学校(後期課程)教科用図書の採択】 【特別支援学級(小・中)教科用図書の採択】 【小・中・中等教育学校(前期課程)教科用図書の採択】 8/31(月)採択結果報告(→東京都)			※現在使用している教科用図書を採択	

いじめ、不登校、はくちょう教室・神田一橋中学校チャレンジクラスの状況（令和8年5月末の報告）

教 育 委 員 会 資 料
令 和 8 年 6 月 2 3 日
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		はくちょう教室利用者数			チャレンジクラス利用者数		
		今月 未解消	今年度 解消(転出 含)	今年度 累計	今月 不登校者	今年度 累計	今月 利用者数	今月 登録者数	先月末 登録者数	今月 利用者数	今月 登録者数	今月 体験入級数
小 学 校	1年											
	2年											
	3年	2		2	2	2	1	1	1			
	4年	1		1								
	5年	2		2	2	2	2	2	2			
	6年	8		8	1	1	3	3	3			
中・中等（前期）	1年				2	2	1	1	1	2	2	
	2年				6	6	2	2	2	1	1	1
	3年				7	7	1	3	2			1
中 等（後期）	4年											
	5年											
	6年											
計	合計	13	0	13	20	20	10	12	11	3	3	2

令和8年度における区立学校園で実施している新たな取組

1 背景

教育委員会では、毎年教育施策の見直しを行い、成果と課題をもとに次年度の新規・拡充事業の施策を展開している。これらの施策に取り組み、学校園における教育活動の更なる充実を図る。

2 主な拡充・新規事業

①（拡充）ちよだりテラシー教育

【目的】情報の真偽を見極め、批判的に読み解き、自ら考え判断し、適切に活用・発信できる力を身に付け、変化の激しい情報社会を主体的に生きる力を育成する。

【取組】リテラシー検定を実施し、その結果を基に教材を開発するとともに、授業改善に生かす。あわせて、読解力の向上や情報活用の学習を継続的に進め、児童・生徒一人一人に応じた指導の改善につなげる。

②（拡充）国際教育の推進（外国人講師派遣）

【目的】千代田区立学校園における外国語に関わる教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資する。

【取組】令和8年度から、併設の幼稚園・こども園・小学校に週5日外国人講師（ALT）を派遣し、外国語・外国語活動に加え、各教科等の授業及び授業外の活動でも国際教育の推進に資する教育活動の充実を図る。

③（拡充）コーディネーショントレーニング

【目的】継続的な実施による体力向上と運動意欲の促進を図り、心身の健全な発達を支える。

【取組】令和7年度の成果を踏まえ、継続的な実施による体力向上と指導の定着を図るため、令和8年度は実施回数を3回から6回へ拡充する。

④（拡充）保幼小合同研修会（小学校区ごと一斉開催）＜架け橋期のカリキュラム＞

【目的】小学校、幼稚園・こども園、保育園が連携協働し、架け橋期（5歳児～小学1年生）に求められる教育の内容等を可視化した、それぞれの地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、保育・教育実践をしていく。

【取組】令和7年度に各小学校区で作成した「架け橋期のカリキュラム」の実施状況の確認と改善を行うために、1月に小学校区ごとに一斉に保幼小合同研修会を実施する。

⑤（新規）統括心理アドバイザー

【目的】①学校問題への心理的視点を生かしたより迅速な対応

②学級経営力、児童・生徒理解力の向上

【取組】学校問題発生時に、迅速に指導課直属の心理職として学校に訪問し、問題の解決策提示や助言にあたる。WEBQU 分析を通じ、各学校で研修、コンサルテーションを行い、学級経営や児童・生徒理解のスキル向上を図る。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年6月23日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
6	23	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	24	水	14:00～	保幼小合同研修会	九段小学校・幼稚園	教育委員出席
6	25	木				
6	26	金				
6	27	土				
6	28	日				
6	29	月				
6	30	火	13:25～	音楽鑑賞教室	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
7	1	水				
7	2	木				
7	3	金				
7	4	土				
7	5	日				
7	6	月	10:00～	指導課訪問	麹町中学校	
7	7	火				
7	8	水				
7	9	木	10:00～	教育委員訪問	千代田小学校	教育委員出席
7	10	金	10:00～	教育委員訪問	番町小学校	教育委員出席
7	11	土				
7	12	日				
7	13	月	10:00～	指導課訪問	九段小学校	
7	14	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年6月23日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
7	15	水	10:00～	指導課訪問	九段幼稚園	
7	16	木				
7	17	金				
7	18	土				
7	19	日				
7	20	月				
7	21	火				
7	22	水				
7	23	木		保田臨海学校①（和泉小）～24日	千葉県鋸南町	
7	24	金		保田臨海学校②（昌平小）～25日	千葉県鋸南町	
7	25	土		保田臨海学校③（お茶の水小）～26日	千葉県鋸南町	
7	26	日		保田臨海学校④（麴町小）～27日	千葉県鋸南町	
7	27	月		保田臨海学校⑤（番町小）～28日 至大荘行事(九段中等) ～31日	千葉県鋸南町 千葉県勝浦市	
7	28	火	15:00～	教育委員会定例会 保田臨海学校⑥（富士見小）～29日	教育委員会室 千葉県鋸南町	教育委員出席
7	29	水		保田臨海学校⑦（九段小）～30日	千葉県鋸南町	
7	30	木		保田臨海学校⑧（千代田小）～31日	千葉県鋸南町	
7	31	金				
8	1	土				
8	2	日				
8	3	月				
8	4	火				
8	5	水				

「広報千代田」
6月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

13件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
1 子ども総務課	ちよだキース・フォーラム2026 ～みんなの声をきかせて～(子どもワークショップ)	子どもワークショップの参加者募集	8月5日(水) 13～16時	万世橋区民館8階	
2 児童・家庭支援センター	親子で楽しむ絵本とピアノのコンサート	親子で参加できる音楽プログラム	7月28日(火) 10時～10時45分	三番町12番地 大妻女子大学 C棟481室	大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター
3 児童・家庭支援センター	江上先生と親子で楽しむリトミックあそび	親子で楽しむ夏のリトミック。今年のテーマは「海」と「水」です。	7月4日(土) 10時30分～11時30分	西神田児童センター 4階体育館	
4 学務課	区立中学校の学校説明会	学校説明会のお知らせ	・7月11日(土) 麴町中学校 ・7月4日(土) 神田一橋中学校 ・6月28日(日)・10月18日(日)・11月21日(土) 九段中等教育学校		
5 指導課	教科書展示会を開催します	小学校・中学校・中等教育学校の教科書の展示会を開催	7月1日～7月14日	千代田図書館第3研修室	
6 子ども施設課	「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備」第3回オープンハウス	和泉整備に関するオープンハウス型地域説明会の周知	①6月28日(日) 10時～15時 ②6月29日(月) 15時～20時	ちよだパークサイドプラザ7階会議室	

「広報千代田」
6月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

13件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル出演募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出品者を募集する	オーケストラ：10月17日（土） コーラス：10月18日（日） 芸能のつどい：11月15日（日） 作品展：11月11日（水）～11月15日（日）	オーケストラ・コーラス・芸能のつどい：日経ホール（大手町1－3－7） 作品展：九段生涯学習館（九段南1－5－10）	千代田図書館
文化振興課	千代田区立図書館 夏のわくわく課外授業2026	千代田・日比谷・四番町各館で行う小学3～6年生向けの講座	7月23日（木）他	日比谷図書文化館 4階 スタジオプラス（小ホール）	日比谷図書文化館
文化振興課	中学生・高校生対象 技術で宇宙を解き明かせ！ ～天文学者のお仕事～	「研究職」に関心のある中高生とその保護者が対象の講座	8月2日（日） 14時～15時45分	昌平幼稚園遊戯室	
生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座	仲良く輪になって 盆踊り	8月4日、8月18日、9月1日 時間未定	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	たのしくジャズダンス	15歳以上（中学生を除く）を対象としたジャズダンス教室の開催	8月2日～9月27日の毎週日曜（8/9を除く全8回） 15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	納涼民踊の集い	靖国神社境内で盆踊り	7月13日～16日 18時30分～20時30分	靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺	
生涯学習・スポーツ課	区民体育大会開催	外濠総合グラウンドで開催	10月4日（日） 午前9時30分～午後3時30分（予定）	外濠公園総合グラウンド	

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
1 子ども支援課	【千代田区地域子育て支援事業】共立女子大学「親子で描き・つくるワークショップ2026(第1回)」	3～6歳児(小学校就学前の幼児)及び6～8歳(低学年までの小学生児童)の子育てを行う親子を対象にワークショップを行う	7月25日(土)13時～15時	共立女子大学6号館1階(神田神保町3-27)	
2 子育て推進課	児童育成手当現況届の提出を	児童育成手当の現況届の提出依頼	—	—	
3 子育て推進課	夏休み期間中の小学校体育館開放	区内の小学生向けに夏休み期間中体育館を開放する事業	7月21日(火)～8月31日(月)のうち平日9時～10時30分	九段小学校・お茶の水小学校	
4 児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	7月24日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
5 児童・家庭支援センター	里親カフェ開催!	現在お子さんを養育中の先輩里親との懇親会	7月25日(土)13時～14時	Book House Café こどもの本専門店&カフェ (千代田区神田神保町2-5 北沢ビル1F)	児童相談センター フォスタリング機関二葉乳児院

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
6 学務課	区立小学校入学予定者指定校変更の相談を受け付け	令和9年4月に区立小学校へ入学予定の児童保護者が対象。 特別な事情により通学区域でない小学校に変更したい旨の相談及び申立を受ける。	7月21日(火)～8月31日(月) 9時～16時(土・日・祝祭日除く)		
7 子ども施設課	〔ご意見をお聞かせください〕 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画(素案)	和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画(素案)について、7月6日から7月22日までの期間でパブリックコメントを実施するため、区民等への周知を行う	7月6日(月)～7月22日(水)		
8 文化振興課	昼休みコンサート	世界の音楽をテーマにした参加型コンサート(無料)	7月29日(水)12時～13時	区民ホール	
9 文化振興課	PLAYFUL LEADERS CHIYODA	対話や実験を通じた場づくりの実践プログラム	①9月19日(土)13時～18時 ②10月3日(土)14時～18時 ③10月17日(土)10時～18時 ④10月31日(土)14時～18時 ⑤11月14日(土)14時～18時 ⑥11月28日(土)14時～18時 ⑦12月19日(土)10時～18時 ⑧12月20日(日)10時～18時 ⑨2月13日(土)時間調整中	①②③⑥⑦万世橋区民館(外神田1-1-13) ④VIVISTOP NITOBE(ヴィヴィストップニトベ)(中野区本町6-38-1) ⑤⑧⑨区立小学校等区立施設	

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
文化振興課	夏休み伝統文化いけばな体験講座	いけばなを体験し、いけた花を床の間に飾り、日本伝統文化にふれる	8月8日（土） 14時～15時30分	御茶ノ水池坊東京 会館	花奏-kanade-
文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
文化振興課	夏期の開館時刻変更について	夏期は9時から開館	8月11日（火・祝）～8月31 日（月）	千代田図書館	千代田図書館
文化振興課	劇団演奏舞台公演88「太鼓一僕は現在（いま）を生きていたかった」	木谷茂夫氏『太鼓』を演劇と生演奏によって表現する舞台	7月23日（木）～7月26日 （日）	演奏舞台アトリエ /九段下GEKIBA （九段北1-10-2台 やビル5階）	劇団演奏舞台
文化振興課	内幸町ホールの利用予約が始まります！	ホールの利用予約がオンライン申込へ変更 利用者登録受付を開始	7月15日（水）～	内幸町ホール	内幸町ホール
生涯学習・スポーツ課	プロコーチから学ぶ！夏のランニング教室 ①ランニングフォームの基本・姿勢編 インターバル走800m×5～7本 or ジョギング ②ランニングフォームの基本・腕振り、脚の動き編 インターバル走400m×6～10本 or ジョギング	16歳以上の方を対象にプロコーチによる夏のランニング	①8月13日（木） 19時00分～21時00分 ②8月27日（木） 19時00分～21時00分	スポーツセンター	

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
生涯学習・スポーツ課	キッズダンスⅢ期 ①幼児クラス ②小学生クラス	①4歳以上の未就学児を対象としたダンス教室の開催 ②小学生を対象としたダンス教室の開催	8月18日～10月20日の毎週 火曜（9/1、9/22を除く 全8回） ①幼児クラス 15時～16時 ②小学生クラス16時15分～ 17時15分	スポーツセンター	
生涯学習・スポーツ課	はじめてのピラティス	15歳以上（中学生を除く）を対象としたピラティス教室の開催	8月20日～10月15日の毎週 木曜（9/24を除く全8 回） 15時30分～16時30分	スポーツセンター	
生涯学習・スポーツ課	すぽすたちよだクラブ スタディ（文化学習）プログラム	今日からできる薬膳料理「残暑を乗り切るエスニック定食」	8月29日（土） 11時30分～13時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	はじめてのリトミック	親子での音楽体験	①8月30日、②9月13日、 ③9月27日、④10月4日、 ⑤10月11日 いずれも日曜日	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	ウィーン舞踏会のウィンナーワルツとカドリーユを踊ってみませんか	舞踏会から始め、ウィンナーワルツとカドリーユの基本や舞踏会マナーを学ぶ講座	①8月21日、②9月4日、 ③9月18日、④10月2日、 ⑤10月16日 いずれも金曜日 19時00分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	難しくないスパイス入門～毎日の料理に気軽に使うコツ	スパイスをいつもの家庭料理に気軽に取り入れるヒントや、余らせず使い切るコツを学ぶ講座	8月26日、9月16日、9月30日 いずれも水曜日	九段生涯学習館	九段生涯学習館

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

	課	件 名	事 業 の 概 略	と き 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
22	生涯学習・スポーツ課	日本酒の楽しみ・楽しませ方講座	日本酒の基礎知識やテイスティング方法、美味しく楽しめる季節ごとの選び方を学ぶ講座	8月28日、9月25日、10月23日 いずれも金曜日 19時00分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
23	生涯学習・スポーツ課	弓道初心者講習会	15歳以上（中学生を除く）の区内在住・在勤者を対象に講習会を実施	9月2日～18日毎週水曜・金曜（全6回） 18時30分～20時30分	スポーツセンター	千代田区スポーツ協会
24	生涯学習・スポーツ課	夏期合同ラジオ体操会	区内在住・在勤者を対象に体操会を実施	7月21日（火）～28日（火）（7月25日・26日を除く） 6時10分までに会場	区内6会場	千代田区スポーツ協会
25	生涯学習・スポーツ課	新スポーツセンター基本計画（素案）意見募集の結果	新スポーツセンター基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果	—	閲覧場所 区のHP、情報コーナー（区役所2階）、出張所、スポーツセンター、九段生涯学習館、生涯学習・スポーツ課（6階）	